

回答自治体名： ひたちなか市

担当課室： 生活安全課

※担当課室が多岐にわたる場合は取りまとめ担当のみ明記していただければ結構です。

※いただいた回答について、自治体名と担当課室名を明記した上で、後日委員に配布するとともに、環境省ホームページに掲載する予定です。

※回答欄は分量に応じて拡大してご利用ください。

※該当しない項目については空欄のまま構いません。

① 除染特別地域内の除染（国の直轄除染）に関する御意見があればご記入をお願いします。

- ・本市は、除染特別地域外であり、特に意見なし。

.....

.....

.....

② 汚染状況重点調査地域内の除染（市町村除染）に関する御意見があればご記入をお願いします。

- ・除染状況重点調査地域の指定の解除については、除染に係る一連の措置（除去土壌の収集、運搬、保管及び処分まで含む）がすべて完了したときが望ましいとされておりますが、放射性物質汚染対処特措法第41条において除去土壌の処理の基準等の規定はあるものの、除去土壌の処分基準については明確にされておられません。除去土壌の処分の基準について、環境省において、検討中とのことですが、その検討状況についてお伺いしたい。

③ 中間貯蔵に関する御意見があればご記入をお願いします。

- ・特に意見なし。

.....

.....

.....

ご協力ありがとうございました。